



県章

# 山形県公報

平成28年2月12日(金)  
第2721号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……139
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税 政 課) ……同
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(置賜総合支庁西置賜農村整備課) ……140
- 地域森林計画の変更の公表……………(林業振興課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……141
- 同……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……142
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………( 同 ) ……143

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) ……144
- 平成27年度自衛官候補生の募集……………(市町村課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(庄内総合支庁総務課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第128号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成28年2月19日山形市に招集する。

平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第129号

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第130条第2項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社清水商店	清 水 俊 輔	新庄市大町19番22号	平成28年1月26日

**山形県告示第130号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営浅立地区土地改良事業に係る換地処分をした。

平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第131号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により最上村山森林計画区、置賜森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更したので、当該変更に係る地域森林計画書の写しを農林水産部林業振興課及び当該森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第132号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新庄市大字萩野字大以良川2632、2724、2724－4
- 2 保安林指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び新庄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第133号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
最上郡真室川町大字川ノ内字沢内山2890－1、2891－1、2893－1、2912
- 2 保安林指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第134号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。  
 平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 妙見寺西藏王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字妙見寺字前ノ沢480番2から 同 498番2まで	旧	95.0メートル } 15.0	180 メートル
同 上	新	88.0メートル } 15.0	同 上

**山形県告示第135号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。  
 平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市成島町二丁目2917番3から 東置賜郡川西町大字西大塚字荒小屋365番2まで	旧	69.6メートル } 6.6	14,830 メートル
米沢市窪田町小瀬字鎌倉上700番3から 同 六郷町桐原252番3まで		115.8メートル } 6.0	3,347 メートル
米沢市成島町二丁目2917番3から 東置賜郡川西町大字西大塚字荒小屋365番2まで	新	69.6メートル } 6.6	14,830 メートル
米沢市窪田町小瀬字鎌倉上700番3から 同 六郷町桐原252番3まで		115.8メートル } 6.0	3,347 メートル
東置賜郡川西町大字中小松字十王田2634番から 同 西大塚字荒小屋365番2まで		66.8メートル } 14.0	2,861 メートル

**山形県告示第136号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。  
 平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 高畠川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東置賜郡川西町大字小松字西留塚277番2から 同	中小松字十王田2636番1まで	旧	14.0メートル } 8.0	253メートル
同	上	新	18.0メートル } 11.2	同上

## 山形県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成28年2月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高玉広野線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡白鷹町大字広野字睦橋口2449番1地先から 同	下大野1479番1地先まで	旧	28.0メートル } 11.6	21メートル
同	上	新	21.0メートル } 11.6	同上

## 山形県告示第138号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
堂の峰1	別紙図面のとおり	地滑り
堂の峰2	別紙図面のとおり	地滑り
関所	別紙図面のとおり	地滑り
大平	別紙図面のとおり	地滑り
田敷	別紙図面のとおり	地滑り
居口	別紙図面のとおり	地滑り
中渡	別紙図面のとおり	地滑り
牛潜山	別紙図面のとおり	地滑り

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役

場において縦覧に供する。

### 山形県告示第139号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上野1	別紙図面のとおり	地滑り
上野2	別紙図面のとおり	地滑り
沢内1	別紙図面のとおり	地滑り
沢内2	別紙図面のとおり	地滑り
中山口1	別紙図面のとおり	地滑り
中山口2	別紙図面のとおり	地滑り
中山口3	別紙図面のとおり	地滑り
中山口4	別紙図面のとおり	地滑り
西山1	別紙図面のとおり	地滑り
西山2	別紙図面のとおり	地滑り
元屋敷1	別紙図面のとおり	地滑り
元屋敷2	別紙図面のとおり	地滑り
元屋敷3	別紙図面のとおり	地滑り
長倉	別紙図面のとおり	地滑り
西山	別紙図面のとおり	地滑り
畑	別紙図面のとおり	地滑り

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成28年1月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人あじさい
  - (2) 代表者の氏名  
伊藤 昌子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
西村山郡大江町大字本郷丁10番地の1
  - (4) 定款に記載された目的  
本法人は、高齢社会にあつて安心して老後を過ごせるよう福祉制度及び地域社会実現のため、地域住民が必要とする福祉について調査、研究、提言するとともに、高齢者及び障害者等、地域住民の生活の自立を支援するサービスを提供することを通じて、よりよい社会を目指すことを目的とする。

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成28年2月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日	試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
自衛官候補生 （男子）	平成28年2月 12日（金）か ら同月29日 （月）まで	平成28年3月6日 （日）	筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町 駐屯地	平成28年3月 下旬又は4月 上旬

### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年2月12日

山形県庄内総合支庁長 齋 藤 稔

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁東庁舎3階32号会議室

(2) 日 時 平成28年3月23日（水）午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県庄内総合支庁庁舎管理及び清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (4) 平成27年度山形県物品及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (7) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、日本国内において適用される法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (8) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に規定する事業の登録を受けていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係 電話番号  
0235(66)5421
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等  
山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限

る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び3の(8)に係る事項を証明する書類を平成28年3月10日（木）午後5時までに山形県庄内総合支庁総務企画部総務課総務係に提出すること。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be procured: Cleaning of building of Yamagata Prefectural Shonai Area General Branch Administration Office
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. March 23, 2016
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs and Planning Department, Yamagata Prefectural Shonai Area General Branch Administration Office, 19-1 Aza Sodehigashi, Oaza Yokoyama, Mikawa-machi, Higashitagawa-gun, Yamagata-ken 997-1392 Japan TEL 0235 (66) 5421